

令和6年度 第1回

高野町農業委員会 定例会

議 事 録

(公 開 用)

令和6年4月17日開催

高野町農業委員会

令和6年度 第1回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時 令和6年3月22日（金）

●**開会時刻** 午前9時57分開会

●**開催場所** 高野山テレワークセンター（旧管理棟）

●**出席委員** 2番 柳 葵 3番 木村 金男 5番 梶部 起左子
6番 西辻 政親 7番 井手上 治己 8番 上田 静可
9番 井阪 晴美 10番 下名迫 勝實

以上8名出席

●**出席推進委員** 眞野 弘和 山本 和英

以上2名出席

●**欠席委員** 1番 森脇 伸宣 4番 泉平 和廣

以上2名欠席

●**事務局員** 事務局長 茶原 敏輝
事務局員 松本 斉・垣内 宏樹・民農 里英

●**議事事項** 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
協議第1号 令和6年度高野町農業委員会の開催日程について
報告第1号 職員の任免について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
その他

●**議事内容** 次のとおり

*****午前9時58分 開会*****

事務局（松本 斉）

おはようございます。

すいません定刻より少し早いのですが、ただいまから令和6年度第1回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本委員会ですが、本日、出席委員10名、欠席委員の内訳としまして、1番森脇委員、4番泉平委員が欠席となっております。

高野町農業委員会会議規則第10条による規定数を超過しておりますので、本日の本委員会は成立していますので、御報告いたします。

それでは、事務局長よりご挨拶をお願いいたします。

事務局長（茶原敏輝）

おはようございます。今年度1回目の農業委員会ということで、人事異動の関係で、メンバーが変わっておりますが、後程報告がありますのでその時に説明させていただきます。今高野山ではちょうど桜が満開からちょっとすぎたぐらいになっておりますが、例年より1週間ぐらい早いかなという状況となっております。観光客も増えてきました。生産につきましては、色々ご指導いただくことがあればと思いますが、どうぞよろしくをお願いいたします。本年もどうぞよろしくをお願いいたします。

事務局（松本 斉）

ありがとうございます。

つづきまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく議事録署名委員を事前に議長よりご指名頂いております。

本日の署名委員は、3番 木村委員・5番 梶部委員にお願いします。

つづきまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第9条により当委員会の会長となっておりますので、柳会長よろしくをお願いします。

議長

おはようございます。気候的にはちょうどいい季節になってまいりました。雨が降ったら降ったで農作物に影響がりますのでこれから大変だとは思いますが皆さん頑張っているとは思いますがよろしくをお願いします。

それでは、それでは、次第に沿って行います。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より 説明願います。

事務局（松本 斉）

それでは座って説明させていただきます。本日、この3条の申請ですが、・・・委員の農地が含まれていますので退席願います。

※・・・・委員退席※

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。

令和6年4月17日提出。高野町農業委員会会長柳葵。

今回の申請は、2件でございます。1件目の農地の所在、・・・・・・・・、場所については、7ページの航空写真をご覧ください。登記簿地目は畑。現況地目は・です。農振区分は、・・・・です。面積は合計・・・・㎡です。権利の種別は、・・・による所有権の・・です。譲渡人の住所、氏名、・・・・、・・・・氏。申請事由は、・・・・の・・・・によるものです。譲受人の住所、氏名は・・・・・・・・、・・・・氏です。申請事由としましては、営農拡大とのことです。補足説明としまして、現地調査につきましては、4月10日に、事務局と木村委員と実施いたしました。詳細については、5ページの調査書をごらんください。1号の全部効率化要件については、・・・の栽培を行うとともに、所有する機械の能力、農作業に従事する状況から見て、耕作事業に供す(きょうす)べき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるため該当しません。また、2号の法人要件及び3号の信託要件については、個人のため適用はありません。4号の農作業従事要件については、譲受人が年間・・・日農作業に従事すると見込まれる計画であるため該当せず。5号の下限面積については、下限面積撤廃により該当しません。また、6号については、所有者以外の権限で耕作している者がいないため該当しません。次に、7号の地域調和要件については、取得する農地で・・・の栽培を行い、効率的な営農を目指すとのことです。今回の申請地の位置から見て、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のとおり、書類審査及び現地調査したところ、農地法第3条第2項の各号には該当しないので、許可相当と考えております。

2件目の農地の所在、・・・・・・・・、・・・・場所については、8ページの航空写真をご覧ください。登記簿地目は畑。現況地目は畑です。農振区分は、・・・・です。面積は合計・・・・㎡です。権利の種別は、・・・による所有権の・・・・です。譲渡人の住所、氏名、・・・・・・・・、・・・・氏。申請事由は、・・・・の・・・・によるものです。譲受人の住所、氏名は・・・・・・・・、・・・・氏です。申請事由としましては、営農拡大とのことです。補足説明としまして、現地調査につきましては、4月10日に、事務局と木村委員と実施いたしました。詳細については、6ページの調査書をごらんください。1号の全部効率化要件については、野菜等の栽培

を行うとともに、所有する機械の能力、農作業に従事する状況から見て、耕作事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるため該当しません。また、2号の法人要件及び3号の信託要件については、個人のため適用はありません。4号の農作業従事要件については、譲受人が年間・・・日、・・・が・・・日農作業に従事すると見込まれる計画であるため該当せず。5号の下限面積については、下限面積撤廃により該当しません。また、6号については、所有者以外の権限で耕作している者がいないため該当しません。次に、7号の地域調和要件については、取得する農地で野菜等の栽培を行い、効率的な営農を目指すとのことですので。今回の申請地の位置から見て、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のとおり、書類審査及び現地調査したところ、農地法第3条第2項の各号には該当しないので、許可相当と考えております。ご審議をお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。続きまして、現地報告を木村委員をお願いします。

木村委員

3番木村です。議案第1号について、令和6年4月10日に事務局の松本係長、垣内係長と共に現地調査を行いました。当該申請地においては、1件目の農地は現在、耕作されています。今回取得の農地で・・・の栽培を行い、安定的な営農を目的としていることから引き続き取得した農地も効率的に耕作することが見込まれます。2件目の農地は現在、耕作されていませんが今回取得の農地で野菜等の栽培を行い、安定的な営農を目的としていることから引き続き取得した農地も効率的に耕作することが見込まれます。事務局説明のとおり現地において、農地法第3条の許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長

ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質疑等ございませんか。ご意見等がないようですので、議案第1号については「可決」とします。

※・・・・委員着席※

議長

続きまして、協議第1号「令和6年度 高野町農業委員会の開催日程」について事務局より説明願います。

事務局（松本 齊）

協議第1号令和6年度高野町農業委員会の開催日程について令和

6年度の高野町農業委員会開催日程（案）について、別紙のとおり協議願いたい。

令和6年4月17日提出高野町農業委員会 会長 柳 葵。

10ページに大まかな日程を書いております。この書き方ですが、県の常設審議委員会から、日程をいただいております。そこから逆算して、締切日と事務処理日等を設定しております。おおむね大体、毎月15日前後に行う予定となっておりますが、いろいろな事情で、日程等を今年も変更しておりますので、あくまでも大まかな目安ということでございますので、御了承いただきますよう、お願いをいたします。以上です。

議長 ただいま 事務局より 説明等が ありましたが、ご意見、ご質疑等ございませんか。

井手上委員 昨年度と同様に20・21日の報恩高野市の日は、申し訳ないですけども、外していただきたいと思えます。ちょっとよろしく願います。

事務局（松本 齊） はい、一応その日は外してはおるので、そこは気にしておりますので、ご心配なさらなくていただければと思います。また、他の委員さんも、都合の悪い日がございましたら、私の耳の方、入れといていただいたら日程調整を考えていきますので、よろしく願います。

事務局長（茶原敏輝） うちの人数がちょっと減っておりますので。また21日はこちらからも人を出さないといけないところがありますので。はい。できる限り、事前に相談していただいたことについては対応させていただくように思います。どうぞよろしく願います。

議長 他にご意見、ご質疑等ございませんか。ご意見等がないようですので、協議第1号については以上とします。続きまして、報告第1号「職員の任免」について事務局より説明願います。

事務局（松本 齊） 説明いたします。ちょっと先にこの案件ご報告しとけば職員の紹介にもなったかなと思うんですが、順番ずれてしまい申し訳ないです。

報告第1号 職員の任免について本会委員会事務局職員について、下記のとおり発令したので委員会に報告する。

令和6年4月17日提出高野町農業委員会 会長 柳 葵。

11ページをごらんください。1 茶原 敏輝 令和6年4月1日 高野町農業委員会事務局長を任命する。

2 松本 齊 令和6年4月1日 高野町農業委員会事務局係長を任命する。

3 垣内 宏樹 令和6年4月1日 高野町農業委員会事務局係長を任命する。

4 民野 里英 令和6年4月1日 高野町農業委員会事務局員を任命する。

5 梶部 鐘繫 令和6年3月31日 高野町農業委員会事務局員を免ずる。

令和6年4月1日付けの人事異動に伴う、農業委員会事務局の異動についての報告でございます。以上です。

議長 ただいま事務局より説明等がありましたが、ご意見、ご質疑等ございませんか。

事務局長（茶原敏輝） 新任といえますか、過去にも所属しておりました垣内と民農からひとことずつお願いします。

事務局（垣内 宏樹） 4月1日付の人事異動により、農業委員会事務局担当となりました垣内と申します。平成25年の4月から30年の3月まで5年間事務局を担当しておりましたので、出戻りとなります。ただ、そのあと、福祉保健課、企画公室、教育委員会と渡り歩いておりましたので、富貴の農業事情というのがもう6年前からストップしておりますので、早くアップデートして、皆さんの力にも1つでもなれるように頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（民農 里英） 昨年は局員だったんですけども、なかなか出席することができずにすみませんでした。そして、町民運動会の際には、例年ジャガイモのご協力をいただいているところを、昨年はちょっとご協力いただかなかったっていうところで、ご案内が遅くなってご心配をおかけしたことと思っております。すみませんでした。なるべく地域の農作物がいろんなところに出ていけるように推進していけたらなと思っておりますので、引き続きどうかよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。これからもよろしくお願いいたします。それでは次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について事務局より説明願います。

事務局（松本 齊） 報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」につい

て、農林水産省令で定めるところにより、別紙農地について届出があったので報告する。

令和6年4月17日提出高野町農業委員会 会長 柳 葵。

本案件は、2件です。13ページに記載の通り、・・・・・・を含む計・筆の・・・・による農地の権利取得の届出がありました。受付番号1の申請者の住所は、・・・・・・、・・・・氏です。13ページに記載の通り、・・・・・・、・・・・による農地の権利取得の届出がありました。受付番号2の申請者の住所は、・・・・・・、・・・・氏です。農林水産省の定めにより、事務局長専決事項として、申請者に受理通知書を交付します。以上です。

議長

ただいま事務局より説明等がありましたが、ご意見、ご質疑等ございませんか。

議長

以上で予定していました議案審議は全て終了しました。その他について、事務局何かありませんか。

事務局（松本 齊）

前回の令和5年度第8回の農業委員会で、報告第6号の7番の花坂・・・・となっていました。・・の誤りでございましたので訂正させていただきます。

事務局長（茶原敏輝）

資料をお配りしておりますけれども、まず、この備えて安心、令和6年4月1日から相続登記が義務化されますというこのチラシをまず見ていただくのがいいのかなという風に思います。これを見ていただきましたら、国の方で所有者が分からない所有者不明土地が全国で増えていっているということで、環境の悪化、要は手入れをしないものがあるって非常に危険な状態も含めて悪化していると。また、公共工事をしようとしても、持ち主がわからないので手出しようがないみたいなことが問題化しているという中で、今回、法律改正で、今まで任意だった、要はしてもしなくてもよかったものが義務化されて、ペナルティがつくような形に変わりました。基本的には不動産、建物ですよ、これを相続で取得したことを知った日から、まあまあ取得した日から3年以内に項目表記をする必要があるという形になります。で、正当な理由がない場合は、10万円以下の過料が課されるペナルティが発生するというようになって、で相続する方が複数になるとか、色々そのお家によって条件が違ふと思います。分割した場合でも、遺産分割から3年以内に登記が必要になりますよ。じゃあ、今年の4月1日以降の分だけでいいのか言うと

そうではなくて、それ以前にも、相続してまだ登録していないものも、3年間は猶予があるけれども義務化の対象になりますので、同じようにペナルティが重ねてくるっていうことで、非常に厳しい部分を持つ体制になっております。いざ相続の方法によって変わってくるという記載があり、相続登記については司法書士みたいなところをしっかりと活用してくれたらいいよというようなことが書かれています。当委員会につきましても、農地の取得の関係が、今日も2件出てますけれども、どんどん増えてくる可能性があるということになるのかなと思います。また地域の方に戻られた時に相続が発生するような事例がありましたらこのようなことを言っていただいで進めていただけたらなという風に思います。その中で、今回、国の方がこの協議を進めるにあたって、8ページですけれども、もう能力をする意思がある場合、持っているその不動産について国に引き取っていただくような制度ということをして、相続土地国庫帰属制度という制度ですが、相続をするんだけれども、もう相続で持っても活用できないみたいなのところの中で、一定の条件を満たしたものについては、申請をして審査を受けて承認を受けると国庫にお渡しすることができるということ、ただ、申請者については負担金納付をする必要があるということになります。9ページ見ていただきましたら、手続きにはお金がかかるよっていう関係ですよ。まず、この国庫に預けようとした時には、審査手数料一筆当たり1万4000円。一筆ですから数が多いと結構な金額になってくるということ。それと、承認されてココへお渡しすることができるようになったとしても、10年間の土地の管理費用に相当する負担金というものを支払わなければならない。これについては、その地目によって土地の価値で負担金の変動するような感じ。ただ、こういう費用をかけても、ここに渡しておいたら、あとはもう固定資産税を払っているとかいうことがなくなってくる。そういう制度を使ってもうここに対応していくというようなこともこれから出てくるようになるかもわからない。ただ、どんなのでも引き取ってくれるということではなくて、8ページの1番下に、認められない建物、工作物、車両等があると。これ、住宅っていうことであれば、更地にしておかないと引き取ってもらえないっていうことですね。で、境界が明らかになると。地籍調査が終わってればここは大丈夫だと。土壤汚染や埋設物が無い。共有路っていうんですかね。自分土地なんだけれど、人が行き来するような、そういうことを今まで許してきたような。で、あと担保権が設定されている銀行でお金を借りて担保に入っているみたいなような感じ。あとは、1番最後に、危険な崖があると、上からこう崖が崩れてくるとか、下に向かって年が崩れて落ちてしまうというようなところはダメですよということな

ので、どこでもいいわけではない、ただ、メリットがある場合もあるのかなという風には思いますので、こういうことも少し知っておいていただいたら。土地の相続につきましては、民法上の問題があって、経営者が話し合いによって相続をしている、もしくは遺言等によって相続をしていく、そこでスムーズにいかないと、なかなかすぐに確定するっていうことはないのかなという風に思います。法律的には変化されるよと言っても、ちゃんとこう努力していただくにあたってはちょっと時間がかかるところがあるのかなという風には思います。

井手上委員

7番井手上。制度を利用すると費用が発生するが、近所の方で耕していただける方がいれば、逆に納めてもらうことも出来る。

議長

他になにかございませんか。

他にないようですので、今日の会議はこれで終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

*****午前10時40分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

令和6年 月 日

会 長 _____

署名委員 3番 _____

署名委員 5番 _____